

新型コロナウイルス自宅療養者等支援について

新型コロナウイルス陽性者で自宅療養となった場合や濃厚接触などにより外出困難となった世帯で、県からの食料支援が間に合わない場合など緊急性がある世帯に対し食料支援を行います。

支援物資の内容

- ・1回3日分程度の食料
- 【自宅療養者向け】栄養補助食品・レトルト・スポーツドリンク等
- 【同居家族向け】白米・レトルト・カップ麺・缶詰等
- ・療養期間中原則2回まで

ご利用方法

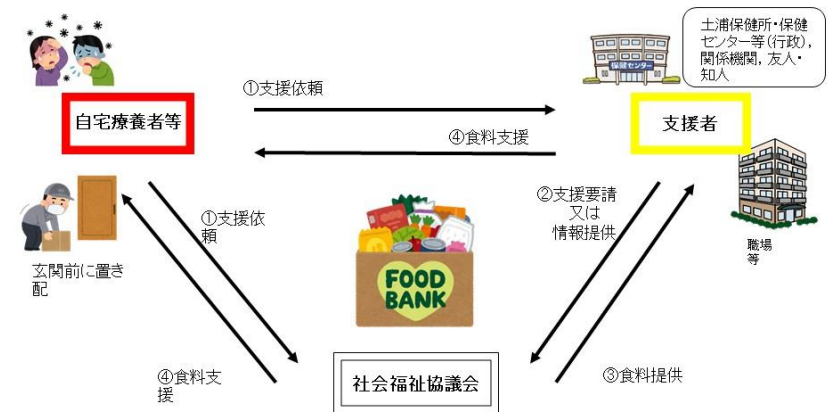
- ・土浦保健所・石岡市保健センター（行政）などを経由又は直接対象世帯から申請があった場合に食料支援を行います。
- ・物資を届ける際は感染を防ぐため対象世帯家族とは対面せず玄関等へ置き配での対応とします。

お申込方法（電話で次のいずれかに利用希望の申込みをしてください。）

- ・石岡市社会福祉協議会（食料支援担当） 電話 0299-22-2411
- ・石岡市石岡保健センター 電話 0299-24-1386

★受付時間は、平日の8時30分～5時15分まで（土日祝日、年末年始を除く）

★自宅療養者支援等利用の流れについて★



★自宅療養者支援等利用の流れについて★

